平成２３年（フ）第４２号
香川県三豊市高瀬町比地中1605番地
債務者　眞鍋　君子（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第１６２号
北海道室蘭市中島町１丁目38番16―201号
債務者　森崎　義則
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
山形県鶴岡市下川字龍花崎36番地430
債務者　五十嵐　敦
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第８５号
山形県鶴岡市下川字龍花崎36番地430
債務者　五十嵐登茂子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２号
福島県会津若松市日吉町７番26号　コーポ上野Ｂ棟西、前住所福島県会津若松市河東町南高野字高塚70番地
債務者　小林　文男
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
新潟市中央区大島118番地26
債務者　佐藤　隆晴
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６００号
新潟市東区石山２丁目１番16号　コーポあじさい２－２号
債務者　浅井　勝男
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３１号
新潟市江南区茜ケ丘８番11号　コーポ幸203号
債務者　長谷川文子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７１号
新潟市西区新通西１丁目４番18号、前住所新潟県阿賀野市姥ヶ橋419番地11
債務者　上尾　愛太
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７２号
新潟市西区新通西１丁目４番18号、前住所新潟県阿賀野市姥ヶ橋419番地11
債務者　上尾　直香
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７号
新潟市西区坂井砂山２丁目２番56号　石川マンション206号、前住所新潟県佐渡市東大通11番地２
債務者　佐々木一江
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９号
新潟市中央区関屋田町２丁目221番地
債務者　石川　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４号
新潟県燕市吉田3720番地１　市営住宅31号
債務者　田中美弥子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５０９号
大阪市西淀川区福町１丁目12番34―901号
債務者　三岡　敏郎
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９４４号
大阪府富田林市南大伴町３丁目４―10　南大伴202号室、住民票上の住所大阪府箕面市桜井３丁目１番６号
債務者　上木　明生
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７９６号
大阪府守口市金田町３丁目47番10号
債務者　山下　公基
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８３４号
大阪府豊中市宮山町１丁目１番41号
債務者　橘　　隆太
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０８号
大阪府東大阪市大蓮南２丁目24番23号　カトルセゾン105号
債務者　戝木　　大
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部